

令和5年 第5回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和5年5月25日(木)

令和5年 第5回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和5年5月25日(木)	開催場所	上里町役場4階 協議会室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分	
議長	伊藤 裕	議事参与者	吉澤 英彰 蓮 博政	
出席した事務局職員	事務局長：吉村 貴文 事務局次長：関口博之 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川 美雪

委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	伊藤 裕	○	—	福田 幸雄	○
会長代理	吉澤 英彰	○	—	細井 登	○
1	岩田 保	○	—	松村 稔	○
2	金井 てる子	○	—	入 保夫	○
3	坂本 茂	○	—	生方 積	×
4	藤島 廣二	○	—	間々田 秀造	○
5	小林 雄一	○	—	坂本 正	○
6	戸矢 活夫	×	—	安原 和夫	○
7	蓮 博政	○	—	小谷野 房雄	○
8	尾崎 保幸	○	—	相川 和明	○
9	小林 加代子	○	—	木村 信雄	○
10	馬場 弘次	×	—	立石 満	○
11	杉山 登	×	—	菊地 宏利	○
2	塚本 房雄	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席数は農業委員11名、農地利用最適化推進委員12名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和5年第5回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号12番 塚本 房雄 委員 議席番号1番 岩田 保 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第17号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から3番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。今月は売買が2件、贈与が1件になります。</p> <p>1番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏 譲渡人 朝霞市〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番①、大字〇〇字〇〇〇△△△番②、大字〇〇字〇〇〇△△△番③の3筆です。面積と地目ですが①は498㎡、地目は畑、②は484㎡、地目は田、③は1000㎡、地目は田、全て農業振興地域内の青地の農地です。受人の居住地から申請地までは約780m、権利内容は売買による所有権移転です。受人に関する事項ですが、耕作面積は11,016㎡、すべて自作です。貸付地、不耕作地はありません。従農者数は3人、トラクター、田植機、コンバインを所有しております。主な作付品目は米、野菜です。譲受人は54歳の専業農家です。以前より耕作している農地を買い規模を拡大するため申請となりました。</p> <p>2番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏 譲渡人 上里町〇〇△△△番地 〇〇</p>

		<p>〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番①、大字〇〇字〇〇〇△△△番②の2筆です。面積と地目ですが①は644㎡、地目は畑、②は397㎡、地目は畑、2筆とも農業振興地域内の青地の農地です。受人の居住地から申請地までは約150m、権利内容は売買による所有権移転です。受人に関する事項ですが耕作面積は4,454㎡です。内訳は自作が3,124㎡、借受が1,330㎡です。従業者数は2人、トラクター、耕運機等機械を所有しています。作付けは米、ネギ、白菜です。譲受人は72歳の専業農家です。自作地に隣接する農地を購入し規模を拡大するため申請となりました。</p> <p>3番ですが、6筆の贈与になります。譲受人 上里町大字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏 譲渡人 上里町〇〇△△△番地 〇〇 〇〇氏です。譲受人は譲渡人のお孫さんになります。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番①、大字〇〇字〇〇〇△△△番②、大字〇〇字〇〇〇△△△番③。この3筆は農業振興地域外です。譲受人の居住地に隣接しています。面積と地目ですが①は1,247㎡、地目は畑、②は704㎡、地目は田、③は213㎡、地目は畑です。残りの3筆ですが、土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番④、大字〇〇字〇〇〇△△△番⑤、大字〇〇字〇〇〇△△△番⑥。この3筆は農業振興地域内の青地です。譲受人の居住地から300mです。面積と地目ですが④は215㎡、地目は畑、⑤は3,118㎡、地目は畑、⑥は2,697㎡、地目は田です。6筆合わせて8,194㎡です。権利内容は贈与による所有権移転です。受人に関する事項ですが、耕作面積は19,369㎡、すべて祖父からの借受です。貸付地、不耕作地はありません。従業者数は3人、トラクター、耕運機、植付機2台を所有しております。主な作付品目は野菜です。譲受人は29歳の専業農家です。祖父所有の農地を譲受け、新規就農者として経営規模を拡大するため申請となりました。以上です。</p> <p>議 長 以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>福田 幸雄委員 1番、2番について 問題はありません。</p> <p>相川 和明委員 3番について</p>
--	--	--

		問題はありませんが、議案書の面積と地図が逆になっています。
	事務局	申訳ありませんでした。④と⑤の面積が逆になっていました。議案書の④の面積が 215 m ² 、⑤が 3,118 m ² に訂正をお願いします。
	議長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	坂本 茂委員	はい、お聞きしたいんですけども。航空地図の4ページ左のところは古新田の集会所となっているのですが、集会所はもっと左だと思います。
	事務局長	すいません、こちら集会所は間違いで、おそらくここは相川食堂です。集会所はもう少し西の方ですよ。すいませんでした。
	坂本 茂委員	集会所を知っていたので、集会所の所を入れて行ったら、幾ら行っても該当の土地がないので。
	相川 和明委員	これ知らない人だったらわからないですよ。
	坂本 茂委員	どっちでもいいのですが、うろうろしていると近所の人に変に思われるので。
	事務局長	すいませんでした。
	事務局	大変ご迷惑をおかけいたしました。申し訳ございませんでした。
	議長	それでは質疑の方はよろしいですか。

日程第3 議案第18号 農地法第5条の規定による 許可申請について	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から8番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地法第5条の説明をさせていただきます。今月は8件です。一般転用6件、一時転用2件になります。 1番ですが、譲受人 熊谷市〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇外1名、譲渡人 上里町〇〇△△△番地 〇〇〇〇です。分家住宅になります。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 548㎡、地目は畑です。権利内容は20年間の使用貸借権設定です。転用目的は一般住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地とみられます。宅地に接続しています。面積がですね、500㎡を超えています。本来であれば分家住宅というのは500㎡未満以内で必要面積ですよ、というお話ですが、形状から見て500㎡ですと残った残地農地が、非常に形状の悪い形で残ってしまいます。南側に幅2mぐらいの農地が残ってしまうということもございまして、その会社も含めて埼玉県の本庄農林振興センターと協議をした中で、548㎡という面積でも可能だということで、若干多いですけども548㎡の分家住宅ということす。譲受人は現在妻と子の4人家族で借家暮らしをしておりますが、父所有の用地に自己用住宅を建設したく申請するものです。 2番ですが、譲受人 群馬県北群馬郡〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇△△△番地 〇〇〇〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 面積は1,021㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は太陽光発電施設、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は太陽光発電設備の施工、販売をしておりますが、申請地に太陽光発電設備を設置して売電を行う施設として利用したく申請するものです。

		<p>3番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 神奈川県秦野市〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 2 2 3 m²、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在妻と2人家族で借家暮らしをしておりますが、将来のことも考えて自己用住宅を建設したく申請するものです。</p> <p>4番ですが、譲受人 群馬県高崎市〇〇△△△番地△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 8 9 6 m²、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売分譲住宅4棟、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地とみられます。宅地に接続しています。今月3月の定例総会で審議された案件ですが、審議後代表者が変更していたことが判明しいったん取下げを行い、再度申請に至ったものです。</p> <p>5番ですが、譲受人 東京都練馬区〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇(株) (代)〇〇〇〇、譲渡人 栃木県真岡市〇〇△△ △△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番 外1筆 面積は2, 1 7 2 m²、地目は畑です。権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売分譲住宅8棟、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第2種農地です。宅地に接続しています。申請地は住宅地に囲まれており、公共施設、商業施設も近く、住宅需要が見込まれることから申請するものです。</p> <p>6番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇(株) (代)〇〇〇〇、譲渡人 群馬県藤岡市〇〇〇△△△番地 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 4 8 0 m²、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売分譲住宅2棟、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地は住宅地に囲まれており、公共施設、商業施設、医療施設も近く住宅需要が見込まれることから申請となりました。</p> <p>7番ですが、譲受人 群馬県高崎市〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇(株) (代)〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇〇△△△番地 〇〇 〇〇氏外4名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番 外5筆 面積は7, 7 6 6 m²、地目は畑、権利内容は1年間の賃貸借権設定、転用目的は砂利採取及び表土置場、形態は新設、申請地は農振農用地です。宅地から1 0 0 m。砂利採取・表土置場として使用したく申請するものです。農地への復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守、上記条件を付し、進達予定です。</p>
--	--	---

		<p>8番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△番地△ (株)〇〇〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇〇△△△番地 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番 面積は3, 969㎡、地目は田、権利内容は1年間の賃貸借権設定、転用目的は砂利採取、形態は新設、申請地は農振農用地です。宅地から200m。砂利採取として使用したく申請するものです。農地への復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守、上記条件を付し、進達予定です。以上要約した形で聞き取りづらいところがあったかと思われませんが、以上8件どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、7番、8番の案件につきましては、砂利採取に伴う一時転用で、7番は吉沢英彰委員が、8番は蓮博政委員が議事の対象者であることから、審議に加わることはできませんので、まずは7番と8番を除く、1番から6番の案件を審議いたします。それでは1番から6番について、担当地区の委員より、現場確認の報告をお願いいたします。</p> <p>尾崎 保幸委員 1番、現地確認行ってきまして、3種農地で既に周りは住宅地になっているような状況で、特に問題はありません。</p> <p>岩田 保 委員 2番問題ありません。</p> <p>塚本 房雄委員 3番、4番も問題ありません。</p> <p>小林加代子委員 5番問題ありません。</p> <p>坂本 茂 委員 6番ですが、問題ないと思われませんが、私が行ったところ、航空地図の5-6の図を見ていただきたいのですが侵入路が結構狭いところでした。その辺農地法上では問題ないと思うんですが、何か建物を作るってことなので、どうかと思ったのですが、その点だけ教えてもらえますか。</p> <p>事務局 はい、現地確認の方ありがとうございます。確かに非常に狭い道です。この地図で上里幼稚園があります</p>
--	--	--

		<p>が、この通りの西側から一方通行でしか入れません。車1台通れるぐらいの幅です。側溝も、脇ではなく中央に走ってるような非常に狭い道になってます。ただ、こちらの侵入路につきましては、建築基準法を満たす道路でございまして、奥に家が建ってる条件の道としてこちらの方は確認のもと、申請があったものでございます。</p>
	坂本 茂 委員	4 mあるってこと。あれであるのですか。
	事 務 局	確かに多少草とかが出ており、現実に関ってみると、4 mないのではないかと感じますが、公図上満たしています。当然建築屋も家が建たない条件のところを申請してもしかたないのでその辺は確認をとり、道路につきましても、町の道路担当の方と協議をさせていただいているものでございます。
	坂本 茂 委員	ありがとうございます。それなら問題ないと思います。
	議 長	質疑のある方は順次御発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	議 長	ご異議なしと認め、申請通り許可相当とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
	議 長	挙手全員でありますので、申請通り許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	続きまして、案件7番および8番の審議に入りますが、吉沢英彰委員並びに蓮博政委員におかれましては、本人が議事の対象者でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席をお願いいたします。

議 長	それでは7番および8番の案件について、担当地区の委員様に現場確認の報告をお願いいたします。
安原 和夫委員	7番、問題ありません。
細井 登 委員	8番、問題ありません。
議 長	質疑のある方は順次発言をお願いいたします。
細井 登委員	<p>8番の件ですけれども、備考欄に、官公庁の指導遵守、上記条件を付し進達予定と書いてありますけれども、官公庁の指導遵守っていうんですけど、私はここで何回か発言したんですけど、まあ、かなり官公庁の指導が受けてるんじゃないかと思うんですけども。言ってみれば同じことを繰り返し繰り返し、まあ砂利の取りすぎっていうんですかね。そういう事がおきているわけですよ。ただ単に砂利をとるんだったらいいけど、やはり、地震なんか起きたときに、弱い地盤と強い地盤っていうんですかね。地震があつたりすると、やはり家の筋交いと同じように道路なんかとか、そういった水路だとか、導水管ですかね。そういう管なんかが埋かっているところが、筋交いがないのと同じだから破損する恐れがあるというわけですよ。そういった意味合いで私は何度も何度も言ってきたんですけども。まあ言ってみれば、全然守られてなくて、ついでないでも同じように、ギリギリのところまで砂利を掘っているわけですよ。全然この、官公庁で、指導が遵守されてないわけですよ。それなのに進達っていうのはどうかなと思うんです。</p>
議 長	要するにそれを守ってないってことなんですか。
細井 登委員	<p>そうですね。ずいぶん前にここでも話しましたが、大丸コンクリートがすぐそこにありますが、そこだって、掘りすぎで、本当にアスファルトのギリギリのところまで。あそこは大きい車が通ったりするからたぶん非常に危険な状態だったと思うんですよ。それを繰り返して、また同じことを繰り返してるんですよ。それなのになんで進達ということになるんですかね。</p>

	<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。先週、細井委員さんの方からお話をいただきまして、確かにちょっとその保安距離というか、有効断面のことでお話をいただいて、すぐ私の方も、埼玉県の方にお話をさせていただいて、北部環境管理事務所の方で、すぐ対応を凶っていただきまして、業者さんの担当者と充分埼玉県の担当者の方でお話をさせていただいたと。状況としては、深く掘る場合は、中段に小段を設けなくてははいけない。その小段が少し雨だとかで崩れてしまったっていうところがあったそうです。その小段が少しこう、小段事態がなくなってしまう。少し削られちゃってるような状態で、ほとんどなくなってるな、というのを、県の方でも確認をしていただいて、まずいよという話をすぐその場で注意をさせていただいて。その後の今後の対応っていう形でその週のうちに、埋め戻しに入るというところで県と業者さんの方でお話をして、対応策を決めたということでご報告をいただきました。私の方もですね、農業委員会として現場も確認をさせていただきまして、埼玉県の指導と業者さんの言ってる内容っていうのを確認をさせていただいて、県と業者さんとの間で、そのような形で指導に基づいて対応しますということで、業者さんの方からもお話をいただきました。実際にその小段を復元するかっていうと、今度は非常に難しい話もありまして、後はその埋戻しの期間がどれだけだから、そこまでの期間はそれ以上掘るんじゃないよっていう意味合いで県の方の指導を仰ぎながら、危険のないように進めたという話は聞いております。</p>
	<p>細井 登委員</p>	<p>私が何度も言ってるんだけど、結局、本来なら45度に掘らなきゃいかんわけですよ。それを、途中で段設けるからって言うけど、私が見た限りじゃ、とてもそのもともと段があったとしても45度の角度には見えない角度で掘ってるわけですよ。その途中にかっこだけの段をつけてるっていうかな。それで結局、今までもそうなんだけど、埋め戻す直前になって、そういうふうになってるわけですよ。だから、そこまでっていうかそういうふうなことが繰り返し毎年のように繰り返されて、私がここで言って、そのたびに、仕方がないっていう、あったのかな。あったのでしょうけどそれを守らないでずっと来てるわけですよ。それでもなおかつこうやって思うんですけどね。だから、私も見たのは3回ぐらいあるわけですよ。3回か4回こうにずっとみて、写真なんか撮って残しているわけですけども、明らかにその45度の。ね。それとあとは保安距離、保安距離は今保ってるかもしれないけど、保安距離も保ってないように、</p>

	事務局	<p>それこそ直前になると、ギリギリのところまで掘ったりした事もあったわけですね。私も毎日見てるわけじゃないからそんな詳しいことまでわかんないんですけどね。なんかそういうふうな感じがずっと続いてきてですね。また同じ様になってます。</p> <p>ありがとうございます。一応砂利採取法に基づく基準の中で今、委員さんからお話がありましたが、一つの基準で45度というのがございますけども、詳しく申し上げますと、砂であって垂直1mに対して水平1.5mとか。固く締まった砂利なんかですと、1mに対して1m、固く締まっていない場合は1mに対して1.2mとかですね。必ずしも45度っていうわけではなく、その土の状態によっては、それによっては45度を超えた、急勾配でもいいですよという部分はあると思います。そちらにつきましては、県の方の指導で、どういう土質かによって、こういう計画なんですがいかがですかということで業者さんから申請があって、県の方で確認をして、注意して掘れよという話は、されてるということでございます。</p>
	議長	<p>よろしいですか。農業委員さんで見てもらうのは大変ありがたいことなので、またこれからもよく観察して報告していただければと思います。他にありませんか。</p>
	細井 登委員	<p>本当にね、繰り返し繰り返し、同じ事の繰り返しをここ3年ぐらい続いているわけですね。繰り返し同じこと3年ぐらい。</p>
	議長	<p>そうですね。ただ今、事務局で言ったように、誰が見ても明らかに違法だという所までは業者の方もやらないと思うんですね。だから細井さんみたいに、こう熱心に観てもらう方がいれば、最終的にあんまり酷い被害が出ないという所にいると思うんです。やっぱり業者からすればたんと採りたいので、少しでもっていうのはあると思います。ということでご理解してください。</p>
	事務局 長	<p>細井委員さんの関係なんですけど、先日もご指摘の方含めてありがとうございました。町としても、砂利採取法をもとに、法令を順守の立場で、埼玉県北部環境管理事務所と違法や、細井さんのご指摘の角度の間</p>

		<p>題等があった場合は、即座に対応しながらやっていきたいと思います。先日の細井委員さんからもご指摘があったときは、当日のうちに県と一緒に、すぐ現場に行き確認いたしました。こちらの議案書の文言の①②③について、業者の方に注意喚起を含めてお願いをしていきたいと思います。引き続き、管理体制を含めてお近くの委員さんも、もし気になることがあったら、こちらの方にご報告いただければすぐ対応していきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。すいません。</p>
	議 長	それでは他にご意見ありますか。
	藤島 廣二委員	最終的に判断する上で欲しい情報として、今までのところは違法は特になかったということで理解して、よろしいです。
	事 務 局	当然、その時その時の申請内容に基づいて県の方で判断して評価をしております。細井委員さんのお話の中で数年前に大丸コンクリートの側で、車道部分が少しひびが入って崩れかけたというお話がございまして、それにつきまして埼玉県の方ですぐ対応しまして、埼玉県と町の道路担当の方で、業者と接見を行いまして、ペナルティをその時に与えております。違法がなかったというより、そのときに結果崩れたということで、ペナルティを課しているということは聞いております。あの、毎年のようにですね、〇〇〇〇さんは周辺で砂利採取がありますけども、その際に違法があったかっていうと、私が今考えている中では、今お話をした、崩れたときにペナルティを課している。それ以外は違法だったとは聞いておりません。
	細井 登委員	すいませんけどね。去年だったと思うけど、隣地とは2 m離れているところあったわけですけど。そこが、砂利がああ雨が降ってずっと崩れるようになってしまったような場合があったわけですよ。そういうのは規則違反じゃないわけですか。保安距離の2 mを超えて隣地の近くまでなってもそれは構わないのですか。
	事 務 局	基準がありますので、基準を超えてればそれは違法の範疇になると思いますので、それが判明すれば当然私の方はすぐまた県の方に通報というか、お話の方はしたいと思ってます。

		<p>私もかつて何回も言ったんだけど、本当に埋め戻す直前になってその保安距離のところを掘ったりしてて、そこをすぐ埋めちゃったりしてて現場に居合わせたことがあるんだけど、これは違反じゃなかったということで処理されたわけなんですか。</p>
	相川 和明委員	<p>すいません。申し訳ないんですけど、過去のことを言っても始まらないので、今後、先ほどお話ありましたけど、おかしいなと思ったときにすぐ言っていて、その場で対処するという形ではまずいですか。</p>
	細井 登委員	<p>私もね。過去に同じことを繰り返してと、おたくだと思うんだけど、非常に注意を受けて、私も申し訳ないと思ってんだけど、私がなんでこんなこと言うかっていうと、私もかつてね。国土交通省の出先で船の検査やってたんですよ、3年間ほどね、その時は法律があって、その法律のもとに施行規則があって、その下にさらに細かい基準があって、それをみんな、業者なんか守ってるわけですよ。駄目だって言えば、それをそのまま業者の人なんか素直に聞いて、違反する事なんかないわけですよ。それなのに、私がこうしてびっくりしたのは、指導しても結局効かないっていうことは、ずっと続いているんですよ。これはね、法治国家としてね、みんながそういうふうになっちゃったらね、どうしようもないと思うんですよ。例えば〇〇さんなんかきちんとやってるわけですよ。〇〇さんがきちんとやってるすぐそばで、〇〇〇〇さんが守らないで、採りたいだけ採ってっていうようなことやって、そういうことはすぐ近くであるわけですよ、これ不公平じゃありませんか。私はそう思うんですよ。そういう所から始まっています。</p>
	議 長	<p>わかりました。</p>
	藤島 廣二委員	<p>おっしゃることはわからないわけじゃないんですけども、我々が判断する上では、まず違法があったかどうかというところが一番重要なところで、なんていうんですか、見た所そうだったとかって言うのはあるのかもしれないですけども、そのあたりのところは、やはりはっきりとさせていただかないと、こちらとしては、何も判断できない。それと同時に、この貸す方も貸していいですよっていうふうに言われてるわけですし、借りる方も借りたいですよって言われて、ご当人たちの間では了解ができていますよね。</p>

		それを我々が無下に反対するわけにはいかないと思うんですよね。
	細井 登委員	ご当人というと。
	藤島 廣二委員	借り方と貸す方です。
	細井 登委員	でもこれは、自分の畑だから好き放題に採って良いつて、そうじゃないんじゃないかなと思います。道路があつたり、水路があつたり、中にいろんなものが埋かつたりするわけだから、それを保護するために、これを基準で採らなきゃいけないって決まってるんじゃないか。
	藤島 廣二委員	ただし、所有されている方が最終的に判断されてるわけで、我々所有してないものが駄目だよつて言うのはそれなりのちゃんとした理由がないと言えないわけですよ。その時に違法か違法じゃないかというのが一つ基準としてある。
	細井 登委員	だからその基準に外れてるから、私は言ってるんですけどね。その写真撮つて。
	藤島 廣二委員	だから基準で、違法であつたかどうか聞いたんですけど。
	議 長	はい。挙手、木村さん。
	木村 信雄委員	よろしいですか。細井さん先ほど賛成されたんですよね。問題ないということで。もしこれだけ問題にするのであれば、反対されたらいかがですか。
	細井 登委員	いやだから私は。

	木村 信雄委員	さっき、この問題に関して質疑の前に問題ないって言われたんですよ、
	細井 登委員	土地に関してはですよ。外観上は問題ないんですよ。 ね、外観上は問題ないという、そういう言い方ですよ。
	木村 信雄委員	外観上問題ないということはこれで採って良いってことですよね。 だから、この掘削に関しては全然問題にしてないんですよね。砂利とりに関しては。農業委員会のこの質疑に関して問題にされていないというふうには私は思ったんですよ。違うんですか。
	議 長	はい、坂本委員
	坂本 茂委員	先ほどの意見を聞いてますと、先ほどのこの案件については通常の申請が上がってきて、何て言うか、これに対しては、違法じゃないですから、これでいいですよって言って許可はしてきてると思うんですね。本人はね。これに対してだから反対はできませんから、ただ今まで許可をずっと出してきたのに、農業委員会で良いですよ、きちんと県の指導をきちんと守ってやってくださいね。っていうのが前提でこの委員会で許可を出してるわけですよ。ところが、許可が通ってしまえば、その後は実質的にはこの委員会とは別のところに行っちゃうと思うんですけども、ただ、農業委員会としてもですね、直接指導はできないんですけども、県だとか行政だとかその辺についての指導をお願いするしか方法がないんですよ。ですから、そういうことで行政の方でやっていただくしか、私達が現地行ってこんなじゃ駄目だよ。これをこういうふうにしなさいっていう指導ができないんだから、とりあえずお願いするしかないのかなって。ただ細井さんが言ってるのは、理解はできるんですよ、十分。理解できるっていうかその通りあるべきなんです、本来はね。ところが今の段階で、委員会に図ってるのは、きちんとした書類だけで、こういう内容ですよって事だから、この委員会としては許可相当という形の意見を出すんですよ。ただその後がちょっと変だよっていうんで、後はとりあえずお願いするしか。

藤島 廣二委員	<p>そういう言い方おかしいですよ。いや、一応行政に指導をお願いするんですけども、その行政で指導しながらもおかしい部分があるんですよっていうんだったら違法でしょ。ちょっと言い方おかしいですよ。</p>
事務局	<p>よろしいですか。いろいろありがとうございます。話をまとめさせていただきます。</p> <p>砂利採取につきまして法令が二つございます。砂利を採っていいかっていうのは、採取法の中で伺いが必要になります。もう一つは、農地法ですね。農地法は、農地を一時的に転用、農地以外の目的に使っていいかっていうのが、こちらの農業委員さんの中で議していただいているのは、農地法にかなう部分でございます</p> <p>農業委員会が良いか悪いかというのは、決断ができる機関ではない。ただ農業委員会としては農地法の観点から、こういうことが懸念されるんじゃないか、だからこういうことを注意しろよという意見をつけて県に進達します。事業者の方は、砂利採取法に基づく砂利採取計画書というのを県に直接出します。ぶらす農地法に伴う農地転用申請書というのも同時に業者は出して、砂利採取法から見た内容をチェックしていただいている。農地法で、議すのは、こちらの農業委員会でこうやっていろいろ話をしていただいた内容をつけて県に進達をして、全てを総合して、県の方で判断するという流れになっておりますので、先ほどもございますが、一応、事業者さんと、土地所有者の中で同意のもとで、砂利を採っていいですよ。採りますよっていう契約が成立しておりますので、そここのところに何ら農業委員会が介入していくのは非常に難しいことですので、農地法の観点から農業委員会としては、その周囲にこんだけの農地、施設に影響が出ちゃうから気をつけろよという話を出すことでしか、大変申し訳ないんですけどもできない部分がございます、いつもそういう形で、もう何十年と、今までの農業委員さんも砂利とると土地がさあ、という話は聞いてるんですけども、止められないのは、そういうやはり機関とか、法律の中で、農業委員会のできる範疇というのが決められてるっていうところは、ご理解いただければと思っております。以上です。</p>
議長	<p>わかりました。それでは他にご意見ありますか。</p> <p>他に質疑がないようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、申請通り許可相当とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>

[そ の 他]	議 長	挙手全員でありますので、申請通り許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	事務局に申し上げます。吉澤委員並びに蓮委員の復席をお願いいたします。
	議 長	以上で本日用意しました全ての議案の審議を終了します。 続きましてその他として事務局よりお願いします。
	事 務 局	<p>その他について</p> <p>①親睦会からの緑の募金のお願いについて・・・1人100円</p> <p>②親睦会の令和4年度の会計報告・・・資料を配布し説明。残金14万676円を令和5年度に繰り越し。</p> <p>③農地利用最適化活動（情報交換会）</p> <p>④次回の定例総会・・・6月26日月曜日、協議会室。</p> <p>親睦会の返金について質問あり</p> <p>農業新聞の解約について質問あり</p>
[閉 会]	会 長 代 理	以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和5年5月25日

議 長

印

(塚本 房雄 委員)

署 名 人

印

(岩田 保 委員)

署 名 人

印